

伐採及び伐採後の造林の届出書

令和4年9月15日

いわき市長様

↑
伐採の始期の30~90日前
であり、適正。

伐採する者と伐採後の造林
をする者が異なる場合は、
連名で届け出る。

届出人
住 所 ○○市△△町字□□ 1 2 3
氏 名 ○○林業 代表取締役 森林 次郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
届出人
住 所 ○○市○○町 1 - 2 - 3
氏 名 磐城 太郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

〔伐採する者(立木を賣い)
受けて伐採する者等〕

〔伐採後の造林をする者
(森林所有者)〕

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。
本伐採は届出者のうち ○○林業が所有する立木を伐採するものです。

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は
該当する地番を全て記載する。

1 森林の所在場所

いわき市△△町 大字○○ 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

[備考欄]

注意事項

- 届出者は、伐採を開始する日前90日から30日までの間に、伐採する森林の存する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあっては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 提出の際、伐採箇所の位置図(5万分の1程度)及び詳細図(5千分の1程度)、現況写真、登記事項証明書等(所有者確認できるもの)を添付すること。

(別添)

伐採計画書

伐採者住 所 ○○市△△町字□□ 1 2 3
氏名 ○○林業 代表取締役 森林 次郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

1 伐採の計画

伐採面積	3.30 ha (うち令和4年度天然林2.20ha、令和5年度天然林1.10ha)	全ての地番の合計面積を記載する。
伐採方法	主伐 (皆伐)・択伐	伐採率 100 %
作業委託先	-	伐採の期間が1年を超える場合は、年次別に記載する。
伐採樹種	クヌギ、その他広葉樹	
伐年齢	45 (35~50)	伐採の始期が届出日以降30~90日であり、適正
伐採の期間	令和4年11月1日~令和5年12月31日	
集材方法	集材路・架線・その他 ()	
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3 m • 延長 750 m	

2 備考

--

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及び他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齡林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造林計画書

造林者住 所 ○○市○○町1-2-3
氏名 磐城 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積	(A + B + C + D)	3.30 ha
人工造林による面積	(A + B)	- ha
植栽による面積	(A)	- ha
人工播種による面積	(B)	- ha
天然更新による面積	(C + D)	3.30 ha
ぼう芽更新による面積	(C)	2.20 ha
天然更新補助作業の有無		地表処理・刈出し・植込み・ その他(芽かき)・なし
天然下種更新による面積	(D)	1.10 ha
天然更新補助作業の有無		地表処理・刈出し・植込み・ その他()・なし

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間となっているため、適正。

天然更新すべき立木の本数に面積を乗じて得た本数を記載する。
(例) 3,000本/ha × 3.30ha = 9,900本
5年後において適確な更新が完了していない場合は、当該本数に足らざる本数を植栽することとなる。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業業者	鳥対策	獣害策
人工造林 (植栽・人工播種)	-	-	- ha	- 本	-	-	-
天然更新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)	令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日	クヌギ	2.20 ha				防護柵の設置
		その他広葉樹	1.10 ha				防護柵の設置
5年後において適確な更新がなされない場合	令和11年4月1日 ～ 令和12年3月31日	その他広葉樹	3.30 ha	9,900 本			防護柵の設置

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合

5年後の天然更新の完了の見込みに関係なく天然更新を計画する全面積を記載する。

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を超えない期間となっており、かつ植栽が計画されているため、適正。

2 備考

--

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあって、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。